

NO. 109 2019.3.15



# 労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課  
 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
 Tel 088-621-2346 Fax088-621-2852  
 県ホームページ <https://www.pref.tokushima.jp/>

## 第 43 回徳島県職業能力開発促進大会を開催しました！

平成 30 年 11 月 22 日（木）中央テクノスクール・ろうきんホールにおいて、第 43 回徳島県職業能力開発促進大会が徳島県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会の共催により開催されました。

大会では、永年にわたり技能検定委員として従事された方を技能検定功労者として表彰状を贈呈し、優秀技能士・若年者技能競技大会入賞者に表彰状を授与しました。

また、褒賞・厚生労働大臣表彰等を受賞された方を本大会でご紹介し、阿波のヤングマイスターとして県内の優秀な若年技能者で後進育成に積極的に取り組まれている方に対して認定証を授与しました。

その後、徳島県職業能力開発協会会長表彰及び徳島県技能士会連合会会長表彰を行い、西部テクノスクールの職業訓練生による体験発表や、第 56 回技能五輪全国大会の選手団による参加報告を行いました。



徳島県職業能力開発協会  
 会長表彰（技能検定功労者）

- ・ 藤本 慎司さん
  - ・ 河田 英樹さん
  - ・ 岡本 公一さん
  - ・ 森 康之さん
  - ・ 三宅 伸一さん
- （写真左から）

### 労働徳島 NO. 109 主な内容

第 43 回徳島県職業能力開発促進大会	1	徳島県はぐくみ支援企業	5
徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業、日本大学との就職支援協定	2	就職支援ガイダンス、徳島県若年者技能競技大会	6
就職フェア、四国 4 県合同業界研究会、就職面接会	3	ゆめチャレンジフェスティバル、働き方改革関連法	7
テレワークセミナー	4	新たな外国人材の受入れについて	8

## 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業が始まります！！

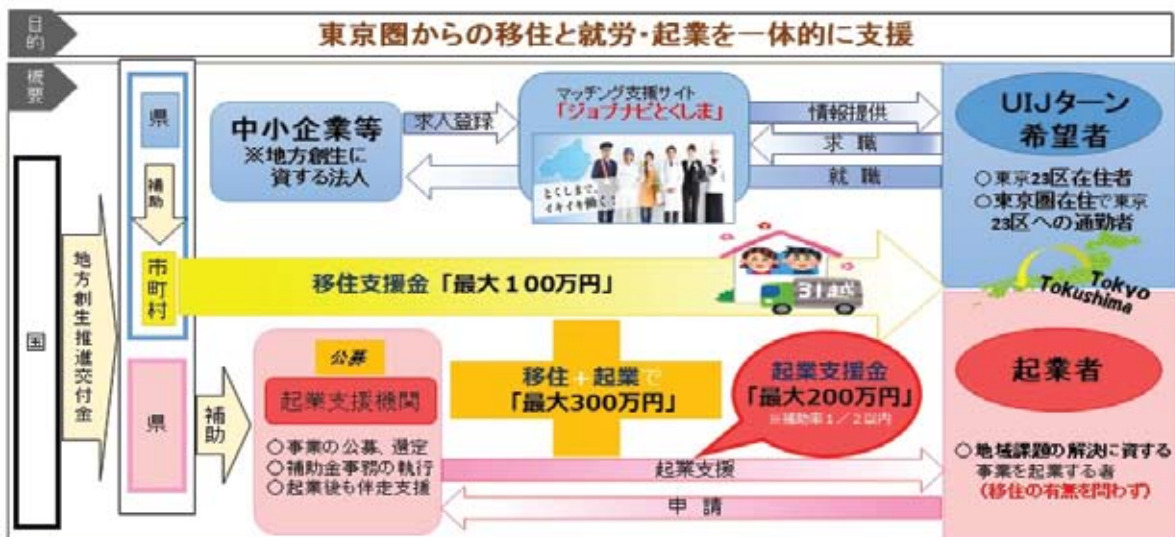
東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策のため、地方における起業、U I J ターンによる起業・就業者を創出するため、起業支援金・移住支援金の制度が国において創設されました。(2019年度予算の国会における成立が前提となります。)

徳島県でも「徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業」として、現在、準備をすすめております。

**起業支援金** 地域の課題解決に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもった起業(社会的起業)を支援(最大200万円)

**移住支援金** 地域の重要な中小企業等への就業や社会的起業をする移住者を支援(最大100万円※単身の場合は最大60万円)

**起業支援金 + 移住支援金** 地方へ移住して社会的事業を起業した場合(最大300万円)



※ジョブナビとくしま  
徳島県が管理運営する就職支援情報サイト

- ・移住支援金の対象となるためには、移住者及び就業先の要件があります。
- ・詳細は今後、県のホームページに掲載しますので、ご覧ください。

## 日本大学と「就職支援に関する協定」を締結しました！

徳島県では、県外の大学に進学している本県出身者等に県内企業の強みを発信し、学生の就職支援を組織的・継続的に行うことで、県内企業の人材確保を行い、地域の活性化につなげるため、平成31年2月5日(火)、日本大学(東京都)と就職支援協定を締結しました。

今後、県主催の企業説明会等の案内やインターンシップ参加に関する支援、学内で行う就職相談会への参加など、U I J ターン就職促進に向けて、連携して取り組んで参ります。

就職支援協定締結大学

(龍谷大学、関西学院大学、立命館大学、京都女子大学、武庫川女子大学、関西大学、同志社大学、神戸学院大学、京都産業大学、近畿大学、岡山理科大学、日本大学)

## 就職フェアを開催しました！！



徳島県内企業への転職・移住を希望する方に対して、次の3会場で「とくしまUIJターン転職・移住フェア」を開催しました。

H30. 10. 20 (大阪)、12. 15 (徳島)

H31. 2. 16 (大阪)

運営：株式会社クリエアナブキ

県外在住大学生等の県内企業への就職を支援するため、次のとおり開催しました。

- ・「とくしまUIJターン!!インターンシップ&企業研究フェア」H31. 2. 3 (京都)、2. 24 (神戸)  
運営：徳島県経営者協会

- ・「四国の業界研究フェア」H30. 12. 8 (大阪)  
運営：株式会社マイナビ

## 四国4県合同業界研究会 in 岡山理科大学を開催しました！！



平成31年2月22日(金)、岡山理科大学(岡山市)において、「四国4県合同業界研究会 in 岡山理科大学」を開催しました。

各県の業界や企業を知ってもらい、四国への就職促進を目的としたもので、今年度は、四国4県での合同開催となりました。

当日は各県8社、計32社が参加し、四国での就職を希望する岡山理科大生で賑わいました。

※徳島県と岡山理科大学は、「就職支援に関する協定」を締結しています。

## セミナー・就職面接会を開催しました！！

平成31年2月25日(月)、徳島グランヴィリオホテル ヴィリオルームにおいて、早期離職防止セミナーや、すだちくんハローワークが主催する就職面接会を開催しました。

1部 早期離職防止セミナー ～「しごと応援相談」からみえる企業の課題～

講師 徳島県キャリアコンサルタント協会代表理事 山野明美氏による講演

2部 就職面接会



就職面接会では、県内14社が出展。  
企業と求職者のニーズに応じた  
マッチングが図られました。



## 「テレワークセミナー」を開催しました！

自営型テレワーカーが、企業から「しごと」を受託するためのスキルアップや意識向上を目的としたセミナーを、「働き方の意識が変わる2日間のチャレンジデイズ」と題し、2月5日（火）と2月7日（木）の2日間、ときわプラザにて開催しました。

### ◆ 働き方の意識が変わる2日間のチャレンジデイズ ◆

平成31年2月5日（火）

自営型テレワーカーを対象に、スキルアップや意識向上を目的としたセミナーを開催しました。

株式会社クラウドワークスの田中健士郎氏からは、「クラウドソーシングで働くこと」と題し、企業から求められる人材について、ご講演をいただきました。



【セミナーの様子】



株式会社クラウドワークス  
田中 健士郎 氏

平成31年2月7日（木）

「優秀な人材確保のために一魅力的な会社になる方法」と題して、アウトソースによるビジネス課題の解決、業務改善、業務プロセスの改革などについて、

パーソルワークスデザイン株式会社の松野淳一氏にご講演をいただきました。

また、一般社団法人大学支援機構の橋爪太氏からは、「OTSUCLE(おつくる)クラウドソーシング」について、ご説明をいただきました。



パーソルワークスデザイン株式会社  
松野 淳一 氏

※「OTSUCLE(おつくる)」の詳細は、ホームページで確認できます。→ <https://otsucle.jp/cs>

「徳島県すだちくんハローワーク」との共催で、アウトソーシングを希望する企業（3社）と自営型テレワーカー（在宅ワーカーを希望する参加者）が交流できる場を設け、企業側のニーズと自営型テレワーカーのスキルのマッチングを行うイベントを開催しました。



【ビジネスマッチングイベントの様子】

## 徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

### 徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。認証を受けた企業等は、平成 31 年 2 月末現在で 257 社（団体）となりました。

### 最近の認証企業等一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業（団体）です。

企業名	業種	企業名	業種
株式会社ミニマルデザイン	学術研究、 専門・技術サービス業	株式会社アルボレックス	木材木製品製造
特定非営利活動法人 ひだまりの家	医療、福祉	株式会社いさわ	サービス業
株式会社愛桐家具	家具卸売業・小売業	合同会社ネクストD	保育業
日本フネン株式会社	金属製品製造業	ネットヨタ徳島株式会社	自動車販売及び修理
有限会社コスモエナジー	製造業		

特に優れた取組を行う認証企業には、知事表彰を行っており、今年度は、「喜多機械産業株式会社」、「株式会社 DNP 四国」が受賞されました。



### 応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

★応募先・お問い合わせ先 〒770-8570 徳島市万代町 1-1 TEL 088-621-2346  
徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 FAX 088-621-2852

## はぐくみ支援企業パネル展を開催しました！

「はぐくみ支援企業パネル展」を開催し、子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等の取組を紹介しました。

平成 31 年 1 月 11 日（金）～ 1 月 18 日（金）  
フジグラン北島 1 階グランモール（板野郡北島町鯛浜西ノ須 174）



## 平成 30 年度「就職支援ガイダンス」を開催しました！

平成 30 年 10 月 11 日～13 日に、アスティとくしまで開催された「徳島ビジネスチャレンジメッセ 2018」の中で、10 月 12 日（金）に 3 階第 2 特別会議室において、就職支援ガイダンスを実施しました。

公的職業訓練修了予定者、大学卒業予定者、一般求職者に対して就職支援を行うとともに、主に県内の工業系中小企業の人材確保を支援するために、43 社が各企業ブースを構え、県立テクノスクールやポリテクセンター、四国職業能力開発大学校（香川県丸亀市）の生徒等 180 名の求職者が参加し、盛況のうちに閉会いたしました。



## 平成 30 年度「徳島県若年者技能競技大会」を開催しました！

平成 30 年 10 月 20 日（土）、27 日（土）、11 月 10 日（土）に、徳島県若年者技能競技大会を開催しました。

若年者技能競技大会は、若年者のものづくり技能に対する意識、技能の向上に資する取組みとして、県内の事業所、職業能力開発施設や専門学校、工業高等学校等の若年者を対象に平成 28 年度から開催しており、洋菓子製造種目、美容、機械、溶接、建築大工、左官の 6 種目に 78 名が参加しました。各競技の優秀者は、11 月 22 日（木）中央テクノスクール・ろうきんホールで行われた第 43 回徳島県職業能力開発促進大会において表彰授与されました。



【開会式の様子】



【競技の様子】



詳しくはホームページへ

**中退共**  **検索**

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234  
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます

**簡単**

社外積立で  
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。

**有利**

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**安全**

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

**中退共の  
退職金制度なら  
社長の決断、  
応援します。**

退職金



## You Me (ゆめ) チャレンジフェスティバル 2018 in WEST を開催しました

平成 30 年 12 月 17 日 (月) に、「阿波市交流防災拠点施設アエルワ」において、今年度 1 回目の『ゆめチャレ』が開催されました。

県内 33 事業所の採用担当者にご参加いただき、就職をめざす特別支援学校生に、働くうえでのアドバイスや多くの励ましの言葉をいただきました。



働く宣言



技能検定実演



企業との懇談

— 徳島労働局からのお知らせ —

# 「働き方」が変わります！！

— 2019 年 4 月 1 日から「働き方改革関連法」が順次施行されます —

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

**1** 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

### 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、**臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

**2** 施行：2019年4月1日～

### 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

**3** 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

### 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、**正規雇用労働者と非正規雇用労働者**（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

#### 具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、専門家が無料で相談に応じます。

**徳島県働き方改革推進支援センター** Tel:0120-967-951

#### 時間外労働の上限規制や年次有給休暇など労働基準法、労働安全衛生法の改正に関するお問い合わせ

##### 各労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

徳島 Tel:088-622-8138 鳴門 Tel:088-686-5164

三好 Tel:0883-72-1105 阿南 Tel:0884-22-0890

**徳島労働局労働基準部監督課** Tel:088-652-9163

#### 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関するお問い合わせ

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

**徳島労働局雇用環境・均等室** Tel:088-652-2718

【派遣労働者関係】

**徳島労働局職業安定部需給調整事業室** Tel:088-611-5386

○改正法(労働基準法関係)各種リーフレット・各種新様式(厚生労働省 HP 内 URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

○改正法(パートタイム・有期雇用労働法)各種リーフレット・資料等(厚生労働省 HP 内 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

○改正法(労働者派遣法)各種リーフレット・資料等(厚生労働省 HP 内 URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html)

# 新たな外国人材の受入れについて（4月から制度運用開始）

## 制度概要 ①在留資格について



- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、  
**(14分野)** 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業  
(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

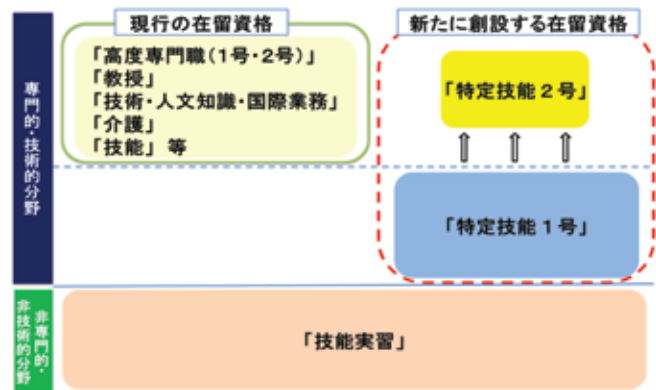
### 特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月ごとの更新、**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

### 特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：**要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について



### 受入れ機関について

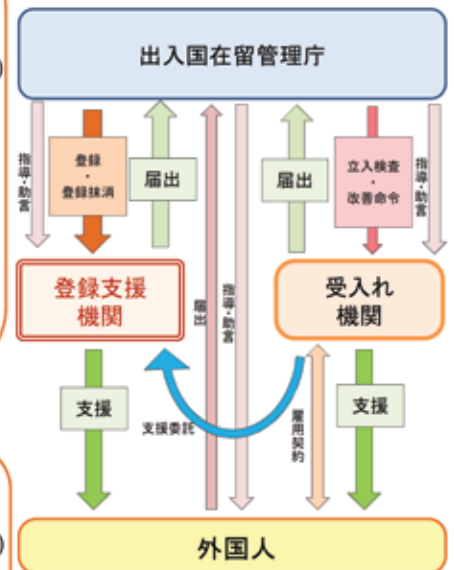
- 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準**
  - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
  - ② 機関自体が適切（例：5 年以内に出入国・労働法令違反がない）
  - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
  - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
- 2 受入れ機関の義務**
  - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
  - ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば 1 ③も満たす。
  - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

### 登録支援機関について

- 1 登録を受けるための基準**
  - ① 機関自体が適切（例：5 年以内に出入国・労働法令違反がない）
  - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- 2 登録支援機関の義務**
  - ① 外国人への支援を適切に実施
  - ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



その他の詳細は、法務省入国管理局ホームページ ([www.immi-moj.go.jp](http://www.immi-moj.go.jp)) 等で御確認ください。